

公共施設への太陽光発電設備等導入調査業務委託公募型プロポーザル実施要項

1 概要

(1) 業務名

公共施設への太陽光発電設備等導入調査業務

(2) 業務の概要

鶴ヶ島市では、2050年までの温室効果ガス排出量ゼロ、2030年までに、2013年度比で温室効果ガス排出量の50%削減を目標としています。

目標達成のための取組として、太陽光発電設備の導入を進めています。政府実行計画の目標である「2030年度には設置可能な建築物の約50%以上に太陽光発電設備を設置」という目標達成に向けた導入計画作成のため、市内公共施設の太陽光発電設備導入のポテンシャル調査（設置方法、発電量のシミュレーション、二酸化炭素の削減効果等）を実施するものです。

(3) 履行期間

契約締結日～令和5年12月28日（木）まで

(4) 提案上限額

9,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当部署及び書類提出先

鶴ヶ島市市民生活部生活環境課環境保全担当

〒350-2292 埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1

電話：049-271-1111 FAX：049-271-1190

e-mail：10400100@city.tsurugashima.lg.jp

(6) 実施形式

公募型プロポーザル方式

2 応募資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たしていることを要件とする。

(1) 日本国内に本社を有すること。

(2) 過去5年間に再エネ導入にかかわる類似業務を実施した実績及び再エネ導入構築の実績を有していること。

(3) 応募者の法人は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない法人とする。

①競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者（特別の理由のあるものを除く。）

②地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により市の競争入札に参加させないこととされて

た者

- ③暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者
- ④営業に関し必要な許可又は登録等を受けていない者
- ⑤国税及び地方税に滞納がないこと。

3 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和5年6月26日（月）
参加申請書の提出締切	令和5年7月5日（水）正午
質疑受付締切	令和5年7月5日（水）正午
質疑回答	令和5年7月6日（木）
企画提案書提出期限	令和5年7月14日（金）正午
プレゼンテーション	令和5年7月21日（金）予定
審査結果通知書発送	令和5年7月25日（火）予定

4 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、プロポーザル参加申込書（様式1）に必要事項を記入し、代表者印を押印したうえ以下のとおり提出すること。

なお、参加申込書提出者に対し、資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者については、個別に通知する。

(1) 提出期限

令和5年7月5日（水）正午まで（必着）

(2) 提出書類

参加申請書（様式1） 代表者印を押印したもの1部

(3) 提出方法

持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁時間を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他到達を確認できる方法に限る。

(4) 提出先

1（5）に同じ。

(5) 参加辞退

参加表明後、都合により辞退する場合には、速やかにプロポーザル参加辞退届（様式2）を提出すること。なお、辞退届の提出期限は、企画提案書提出期限と同日とす

る。

5 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書（様式3）により受け付けるものとする。

（1）提出期限

令和5年7月5日（水）正午まで（必着）

（2）提出先

1（5）に同じ。

（3）提出方法

電子メール（表題に「プロポーザル質疑書」と明記。）に質疑書（様式3）を添付し送信すること。なお、質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。

（4）質疑への回答

令和5年7月6日（木）に、参加申込を行った全ての事業者に、回答書を添付した電子メールを送信する。

※期間を過ぎた質疑等、本方法によらない質疑には回答できない。

6 企画提案書等の提出

（1）提出期限

令和5年7月14日（金）正午まで（必着）

（2）提出書類

①実施体制

業務従事者、指揮系統、業務従事者経歴（A4・様式自由）

②業務実績

応募者実務実績（A4・様式自由）

③企画提案書

（A4・様式自由）20ページまで

④見積書

業務に係る経費の見積書（A4・様式自由）

※令和4年度（第2次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）の交付規程に示された補助対象経費の一覧の項目ごとの詳細な見積もりを添付してください。

⑤①から④のデータを保存した電子媒体（DVDまたはCD）

（3）提出先

1（5）に同じ。

（4）提出部数

正本1部 副本7部

(5) 提出方法

正本及び副本は、持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。なお、応募種類は返却しない。

(6) 企画提案書作成要領

①環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の公募要領、実施要領、Q&A集などを確認し、要件等に準拠した提案とすること。

②その他、仕様書に示す要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、本業務の成果が最大限になるよう企画の提案に努めること。特に市では、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の重点対策加速化事業または脱炭素先行地域づくり事業への応募を目指している。本業務における企画提案は当該補助金への応募申請に資するものとする。

7 評価方法

提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション審査を次のとおり実施し、優先候補者を選定する。なお、時間・会場等のプレゼンテーション審査の実施詳細については、企画提案書の取受後に通知する。

(1) 審査日

令和5年7月21日（金）

(2) 審査会場

市役所401会議室

(3) 審査順

受付順に審査する。

(4) 審査基準

別表 審査基準表の評価項目に関する各審査員の評価結果に基づき、優先候補者を選定する。

別表 審査基準表

評価項目	評価のポイント	評点
事業者の実績・信頼度	①応募者の構成・役割分担は適正か。担当者の能力・実績、実働人員・体制等が十分に確保されているか。(6(2)①実施体制にて評価)	10
	②他自治体において、本業務と同様の業務委託を受託・履行した実績、公共施設または一般建築物への再エネ発電設備の導入について設計の実績を有しているか。(6(2)②業務実績にて評価)	10
企画提案書	①鶴ヶ島市が太陽光等再エネ設備の率先導入を実施するにあたり生じる課題の整理や現状分析が具体的かつ適切にできる内容となっているか。(6(2)③にて評価)	12
	②鶴ヶ島市の地域特性や環境特性等を適切に踏まえた内容となっているか。(仕様書5(2)の記載事項を評価)	12
	③設置施設、場所、負荷等の調査検討について、将来の設備導入も踏まえた上で、具体的かつ適切に実施できる内容となっているか。(仕様書5(3)の記載事項を評価)	12
	④発電量、日射量等の調査検討について、将来の設備導入も踏まえた上で、具体的かつ適切な内容となっているか。(仕様書5(4)の記載事項を評価)	12
	⑤再エネを導入することによる地域の経済・社会にもたらす効果等に分析や事業採算性を評価するための調査検討方針が示されているか。(仕様書5(5)の記載事項を評価)	12
その他	①環境省による地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の重点対策加速化事業または脱炭素先行地域づくり事業の応募に資する導入調査業務の具体的な提案がされているか。	10
	②見積金額の算定が妥当であるか。	10

(5) 審査結果の通知

審査に参加したすべての提案者に令和5年7月25日(火)付で郵送及び電子メールにて通知する。なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申し立ては受け付けないものとする。

(6) プレゼンテーション実施方法

①提案時間 25分以内

②質疑応答 10分程度

③その他留意点

- ・プレゼンテーションの説明は本業務に従事する担当者が行うこととする。
- ・プレゼンテーションは、企画提案書を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布を認めない。

- ・プレゼンテーションで用いるプロジェクター及びスクリーン、HDMI ケーブル、電源は市が用意する。パソコン、レーザーポインター等、その他の必要な機材は参加者が用意すること。
- ・インターネット回線を市は提供しない。
- ・プレゼンテーション審査を正当な理由なく欠席した場合は、本プロポーザルを棄権したものとみなす。

8 契約の締結

- (1) 市は、選定された候補者を本事業に係る随意契約の見積書の徴取相手とし契約交渉を行う。この際、市は提案内容を尊重しながら、仕様書の詳細について協議し、一部内容の変更を求めることがある。
- (2) 選定された候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者を見積書の徴取相手とする。

9 著作権及び提出書類等の取り扱い

提出された企画提案書等の著作権は、それぞれの提案者に帰属するものし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとする。

10 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書の提出後、提案者が2に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要項等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
- (3) 市が配布する資料等は本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (4) 提出期限以降の提出書類の差し換え、訂正及び再提出は、認めないものとする。但し、市が必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。
- (5) 本プロポーザルにおいて、市の要求水準を満たす提案がなかった場合、候補者の選定は行わない。また、参加者が1者の場合であっても、市の要求を満たす提案であれば、その者を候補者として選定する。
- (6) 環境省の補助事業に採択されなかった場合は、事業を実施しないまたは事業を縮小して実施することがある。その場合における契約前に係る事業者側の一切の費用は事業者の負担とする。